

< 報道発表資料 >

令和3年9月30日

一都三県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）共同で 「障害者用駐車場の適正利用に向けた普及啓発活動」を実施します

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県では、障害者用駐車場（障害者等用駐車区画）の適正利用をより一層推進するため、昨年度に引き続き、共同で普及啓発活動を実施します。

1 取組概要（予定）

10月から12月の間に、共通の普及啓発リーフレット等を活用した広報活動を各都県において実施します。各都県の取組概要については、以下のとおりです。

【埼玉県】（参考 HP：[障害者用駐車場マナーアップキャンペーン](#)）

- ・公共施設、文化施設、ショッピングセンター等におけるポスターの掲示及び店内放送の実施（11月・12月）
- ・東日本高速道路株式会社関東支社の協力の下、県内のサービスエリア等にポスターを掲示（11月・12月）
- ・県広報紙、SNSによる広報の実施（11月・12月）

【千葉県】

- ・東日本高速道路株式会社関東支社の協力の下、海ほたるパーキングエリアでのリーフレット等の配布（11月）
- ・物販店舗にポスター及び適正利用に向けた対策事例集を配付（11月）

【東京都】

- ・首都高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社八王子支社の協力の下、パーキングエリア等でのリーフレット配布及びポスター掲示（11月・12月）
- ・一般社団法人日本自動車連盟（JAF）の協力の下、関東4事業所でのリーフレット配布及びポスター掲示（11月・12月）

- ・一般社団法人全日本駐車協会が発行する「PARKING」に同封してリーフレット配布

【神奈川県】

- ・中日本高速道路株式会社東京支社協力の下、県内数カ所のサービスエリア等のマルチインフォメーションボードにリーフレット掲示（10月）
- ・公共施設、イオン各店舗等でのリーフレット配布（10月）

それぞれの取組の詳細については、各都県へお問い合わせください。

（参考）障害者用駐車場（障害者等用駐車区画）とは

通常の区画よりも幅が広い区画を必要とする車椅子使用者や、身体の機能上の制限を受ける高齢者、障害者など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方のために、建物の出入口付近に設けられた区画のことです。

< 普及啓発リーフレット（ポスター） >



2 各都県の問い合わせ先

【埼玉県】福祉部 福祉政策課 （電話）048-830-3391

【千葉県】健康福祉部 健康福祉指導課 （電話）043-223-2303

【東京都】福祉保健局 生活福祉部 計画課 （電話）03-5320-4047

【神奈川県】福祉子どもみらい局 福祉部 地域福祉課 （電話）045-210-4804